

共生型（訪問）サービスをはじめるにあたって

社会福祉法人せたがや檜の木会 ヘルパーステーション檜の木

甲斐 実

(新規事業 ヘルパー派遣 共生型サービス)

1. はじめに

ヘルパーステーション檜の木は、障害者総合支援法の居宅介護・重度訪問介護（ホームヘルプ）と世田谷区の移動支援事業（ガイドヘルプ）を行う事業所である。令和2年度の実績として、ホームヘルプでは主に知的障害をお持ちの16名の契約者（利用者）に対して、年間で1778.6時間、ひと月に平均するとだいたい148時間ほどのサービス提供を実施した。現在、ホームヘルプサービスを利用されている方は、平均年齢38.8歳（24歳～59歳）となっているが、18歳以下の学齢期の方への居宅介護支援は行っていない。提供するサービスの内容は、主に身体介護と家事援助の2種類あり、それぞれ入浴介助、食事介助や掃除、洗濯など多岐にわたる。また、各々の利用者の利用される時間は、夕方から夕食前後の時間帯が多い。日中は通所施設を利用し帰宅後の過ごしへのヘルプという形での支援を展開している。



2. 目的

令和3年5月に、世田谷区代田から現在の松原へ移転したのを機に訪問介護事業の指定を取得するプロジェクトを立ち上げた。平成14年の法人設立から世田谷区内の障害がある方、特に知的障害者への支援を展開している当法人だが、施設通所をされている利用者とその家族の高齢化に対応し、住み慣れた地域での生活が継続できるようバックアップ体制の整備を進めていくことを目指すものである。そこで、実際に事業を開始するにあたって、制度等を学びながら現状の課題を調べるとともに、どういったサービスが提供できるかについて整理をし、まとめていく。

3. 制度の概要

2018年の改正で、新たに導入された「共生型サービス」は既存の障害を対象とした居宅介護事業所、あるいは介護保険の訪問介護を行っている事業所が他方の指定を申請しやすくなる制度である。それまでは、いわゆる「65歳の壁」といわれ福祉サービスを利用していただいていた障害者が65歳を超えてサービスを受ける場合、介護保険を優先させるというルールがあり、使い慣れた障害福祉サービスが受けられなくなる問題があった。その課題を解消すべく創設されたのが共生型サービスである。

実際のところでは、それまで縦割りされていたものが合わさることもあり、一つの事業所が双方のサービスを提供するという一方で、細かく見ていけば障害者と高齢者の配慮点などに相違する部分が多々あるかもしれない。しかし、サービスを利用し生活を営んでいく上での負担を減らしていくという点においては、重なり合う部分は大きいと思われる。

